

## 「宗務改革（行財政改革）の推進に向けて【内局案】」に対する意見及び疑問点 岡崎教区第六組組長 本多祐徹

このたびの「宗務改革（行財政改革）の推進に向けて【内局案】」は、宗門の将来的な財政基盤に危機感をもったの改革案であろうことは一応理解できるが、危機感の所在がどこにあるのかが問われるものである。今回の内局案に「宗門」とは教区・組・寺院・僧侶・門徒の一人ひとりを包含するものです。」（p3）とある。この表現が何に基づいているのか。「真宗大谷派宗憲」には「(組織) 第3条 本派は、真宗本廟を中心として、僧侶、門徒、寺院、教会その他の所属団体を統合する宗門である。」とある。『真宗』1981年9月号には「宗門の組織の基本は教法に帰依する「人の集まり」であり、そこから寺院教会や所属団体が形成される」とあって、「人の集まり」に基づく宗門運営が基本であると示されている。今回の内局案は「人の集まり」としての教団ではなく、本山という組織と財政のみを維持することを中心に置いたところに問題の根があるようにも思える。今回の内局案についての意見・疑問点は以下のとおりである。

### 1 教化の推進に関する改革について

○「一ヵ寺のさらなる活性化」とはどのような寺院のあり方を想定しているのか？

内局案には「本山機能は、真宗本廟崇敬・方針策定・資格付与・研究・情報発信を主軸とし、教区や組と目的が重複していた本山主催研修会等は廃止する」（p8）とされている。「教区や組と目的が重複していた本山主催研修会」とは具体的にどのような研修会を指しているのか。目的が重複しない研修会とはどのようなものを指しているのか。

研修会等を教区・組に限定することは、人と出会う範囲を縮小することになる。本山での研修に参加し他教区の状況を直接見聞きすることから得られるものは多い。人の養成はそのような形で実践されるのではないか。そこで得たものを自教区や組で共有することから運動が広がって行くのであって、活動地域を限定することは運動を縮小させることになる。

また、「はじめに」として「同朋会運動を推進してきた数多の先達の志願と熱意を身に受け、今こそ、宗門に属する私たち一人ひとりがともに、未来志向の能動的な議論の中で新たな宗門を形づくっていかうではありませんか」（p2）とあり、この改革案は、同朋会運動の終了宣言のような内容に思える。そうであるなら、どのような未来を志向しているのか。同朋会運動に代わる展開がどういうものなのかが示されるべきであるが、そうではなく本山の財政確保のみが課題であるという内局案である。

「4. 教化の推進に関する改革」として述べられている中には（「2）本山教学研究機関と教区教学研鑽機関との連携」として「教化をになう人の養成」とあるが、僧侶対象の問題のみが語られていて、本廟奉仕以外、僧侶と門徒の人たちとの共同教化という課題が何ら語られていないのはなぜか。未来へ教えをつなぐのは僧侶に限った問題ではないのではないか。

## 2 宗門護持金（仮称）について

○義務金としての宗門護持金（仮称）とは教区の自律・自立を否定するものである。

内局案では、「「相続講金」「同朋会員志」「寺院賦課金」を「宗門護持金（仮称）」として一元化する」（p18）とされている。

相続講は「法義相続、本廟護持」のために明治の両堂再建に向けて創設され、また「同朋会員志」は、真宗門徒の自覚をもった同朋会員の一人として同朋会運動を展開するために設けられた懇志のシステムである。

一方「寺院賦課金」は、宗費賦課金として寺院教会に対してその等級によって課せられる義務金である。従って滞納寺院には「賦課金条例」に「当該寺院・教会に係る諸願事の取扱いを停止する」との罰則規定が設けられている。

懇志である「相続講金」「同朋会員志」と罰則を伴う義務金である「寺院賦課金」を一元化するということは基本的に成り立たないが、案では「宗門護持金（仮称）は義務金化を想定している」（p19）とある。

懇志金を義務金化するということは、門徒が宗門護持金を納めることは義務であって、裏返すと納付しないものは門徒ではないということになり、完納しない寺院には罰則を課すということになる。これは大谷派が懇志教団ではなくなるということの意味する。

内局案の中で「“御依頼”と称してはいるものの、御依頼を受ける側の感覚は寧ろ義務金や負担金という認識に近いのではないだろうか」とあるが、具体的に誰に確認してこのように断定しているのか。御依頼をする側の認識とは思えない。宗門護持のために何とか御依頼に応えたいという住職や門徒の懇念をこのように当局者が受け止めていることに怒りを禁じ得ない。

経常費割当は、あくまで教区への御依頼であり、受けるかどうかの意思決定は教区にある。案のように経常費割当を義務化し、本山から寺院へ直接割り当てるということは、**教区の自治権を奪うことになる。**

岡崎教区は、これまで経常費割当を組に割り当てることで組の独自性を尊重してきた。各寺院の状況に応じて組内で割当することが可能だった。内局案ではそのような組や寺院個別への配慮は一切されなくなる。

また、岡崎教区は、相続講金（院号収骨に充当）により納付する割合が高い寺

院が多い。内局案では新たな制度による歳入構造は「公平・公正、透明の確保」とされているが、そもそも懇志金というものは、宗門護持の願いがあるご門徒が精一杯の懇志を納付してくださるのであって公平・公正を求められる性質のものではない。

義務化の背景に、完納しない寺院が問題だとする意識が見えるが、懇志を完納しない（できない）寺院・門徒の側の問題ではなく、なんとしても教団を護持していこうという思いを抱けない寺院や本山の現在の有り様が問われていると考えるべきである。

内局案に述べられる「宗門護持金（仮称）」という発想は直ちに撤回すべきである。

### 3 交付金制度廃止について

○交付金制度廃止は寺院の新たな負担増となるため反対する。

行財政改革案では、交付金について、「御依頼＝交付金」という本山と教区の共依存関係から脱却したうえで、宗務改革の関連の中で、教区の自律化・自立化を推進することが重要であり、2023年度を機に、現状の交付金制度は廃止すべきである」（p22）としている。

ここに言われる「本山と教区の共依存関係」とはどういう意味で言われているのか。またその関係は脱却すべきものなのか。

「教化基本条例」によれば、宗派が行う教化活動は「宗祖親鸞聖人の立教開宗の精神に基づき、自信教人信の実践により同朋社会の顕現につとめること」（第2条）である。そのため宗派（本山）は「教化研修の施策を講じなければならない」（第6条）。教区・組は、その施策に拠って「地域の特性に即して、必要な教化研修の方途を講」（同第2項）しなければならないとある。そして、その実施にあたり「必要な経費の確保に資するため、内局は、教区に対し教化交付金を交付する」（同第3項）ことが定められている。

つまり、同朋会運動を進めていくために本山と各教区が連携し、宗派をあげて施策を講じ、そのための経費として御門徒からの御懇志を本山が適切に分配するということが示されている。

具体的に交付金は、前年度経常費収納額の15%が各教区に教区交付金として交付され、また奨励交付金として前年度経常費収納額の2%、同朋会員志の前年度収納額の10%が教区に還付されている。

また、前年度収納額に応じて経常費の5%、奨励交付金2%及び同朋会員志の10%が教区から各組へ交付され組の運営がなされている。

岡崎教区の2020年度教区事業費決算によると、歳入総額92,986,548円のうち、教化交付金51,172,308円、奨励交付金6,822,972円、同朋会員志還付金

753,940円が交付され、教区歳入の六割以上を占めている。

交付金が廃止された場合この交付金・還付金 58,749,220円が交付されなくなり、組へは総額 18,493,646円分が交付されなくなる。

『同朋新聞』11月号には、宗派経常費御依頼額について「御門徒・寺院の負担を軽減し、一人ひとりが宗門を担う公平で透明な財政制度の構築を目指します。」とし「御依頼額を 43 億円規模に減額（約 10 億円減）」されているが、この改革案は「御門徒・寺院の負担を軽減」するものとはならない。

2019年度宗派が交付金として支弁する経費は9億1,752万円である。つまり、御依頼額 10 億円減額としている多くは教区・組への交付金分を差し引いたものである。しかも、廃止した交付金を教区でどのように賄って行くかは教区に預けられており、「教区の自律・自立」という表現で教区を事実上切り捨てているとしか思えない。しかも教区としてその対応を 2023 年度までの1年間で検討し、新たな体制を作ることは不可能である。

岡崎教区のように経常費割当を相続講（院号収骨に充当）で納付する割合が高い地域で 2023 年度以降交付金が廃止されれば、その相当分は、新たに教区費・組費として徴集せざるを得なくなり、各寺院の負担は相当増える。その分は寺院の会計から支出するか、御門徒に新たに負担をお願いせざるを得ない。

現在でも過疎化やご門徒の寺離れ、世代間の相続の困難さが課題となっている中で、このような内局案が「未来に教えをつなぐため」の改革になるとは思えない。むしろ寺離れを加速させることになるのではないか。

そもそも我々は、かつての教団問題を経て「宗本一体」による教団運営を確立してきたはずである。今回の財政改革案は、宗派から本山だけを経済的に離脱させようとするものであり、教団の姿を大きく変容させることになる。

したがって、内局案の交付金廃止は受け入れられない。

#### 4 門徒戸数調査の結果を 10 割使用することの問題点

○門徒戸数調査の結果が寺院の実態を表していると言える根拠は何か

内局案には「2023 年からの新御依頼割当基準策定にあたっては、調査結果の 10 割使用を指向」（p27）するとある。

門徒戸数調査は、本人に門徒としての意識があるか、宗門を護持する意思があるか等の事前確認もしておらず、実態を正しく表しているとは思えない。また、地域によって経済格差もあり、3世帯同居、独居老人、年金生活者、夫婦共働き等々各世帯の構成も経済力も様々な家庭があり、単純に門徒戸数のみで計算することが公平・公正な割当基準になるとは思えない。

「門徒戸数」とは旧民法時代の家制度に基づく発想であり、核家族化が進みさ

らに家族の有り様も多様化している現在にはそぐわない。かつての檀家制度を再生産しようとするものにしか思えない。門徒名簿を個人名簿の形で作成することを推進するなど、やるべきことは様々あるのではないか。

また、現在教団には届け出内容の正当性を調査する方途もない。調査報告の正当性を確保するには、当然その法整備を伴うが、税務調査のように一定の権限と強制力の保証された調査員を本山が派遣することにより、実態を調査する方途を講じる等しなければ確認のしようがないのではないか。

#### ○賦課号数は見直しがされるのか

賦課金の算出に使用される寺院の「賦課号数」（賦課金条例施行条規第3条及び第5条）がどのような基準で決定されるのかは宗門内に周知されていない。また、一元化にともない「賦課号数」は見直しがなされるのだろうか。

相続講金と寺院賦課金を一元化する際の割当の計算式はどのように想定されているのだろうか。

## 5 資金の運用について

#### ○資金運用は誰に委託する想定なのか

あらたな宗派財源の確保のため金融マーケットへの資金の運用を行う旨書かれている。「預入先の破綻によるペイオフを考慮すると、資金全額を特定の金融機関への預金のみで管理している現状は、極めてリスクの高い資金の管理方法と言わざるをえない」（p25）とある一方で「宗派との親和性が高く、より安定的に運用を図れる金融商品等も現に多く存在する」とされている。かつて大谷光演法主が投資に失敗し自己破産したり、2010年には本山が資産運用に失敗しかなりの損失を出した事例もあるが、「宗派との親和性が高く、より安定的に運用を図れる金融商品」とは具体的に何を指しているのか、安全と判断する根拠は何か。これを指南しているのは誰なのか。安易な資金運用は非常に危険であり、門徒から届けられた浄財は大切に使用すべきである。

## 6 組織機構に関する改革について

○事務効率化で本山直結型事務はITに弱い者には不都合ではないか、またオンライン化による情報漏洩の対策はどのようになるのか。

寺院住職が必ずしもITに精通しているわけではないのが現状で、教務所に直接指導を仰ぎながら願事を提出することができなくなることはかえって不都合なことが多いと思える。また、これまでは教務所で申請書や添付書類を確認して本山へ提出していたが、寺院から本山へ直接申請することで、本山の事務が繁雑になったり、不備等があった場合何度も書類を送付することとなり、手間と経費負担が増えることになる。

授与物を本山一括でということについては、現在はやむを得ない場合を除き、教務所にて職員が間衣・役員袈裟を着用し威儀を正してご本尊等を授与されている、案のようにご本尊が郵送にて寺院宛、場合によっては直接ご門徒宛に送りつけられるということは、本山がご本尊を単なる物として軽々に扱うことにならないか。仏壇店等の業者の方がより丁寧な対応がなされていないか。

また、大手企業でもオンライン化によって個人情報の漏洩などの事件が相次ぐ状況であって、セキュリティー対策が懸念される。

#### ○教学研究所以独立宗務機関とする具体的内容はどのようなものか

1985年教学研究所以条例が施行された際に問題となったのは、教研への行政の介入のあり方だった。ここで「独立研究機関」ではなく「独立宗務機関」との表現が用いられているが、本来、教学研究所以は宗務行政の下請け的な機関ではなく、寧ろ宗務行政の施策等を教学の視点から監視するために一定の緊張関係が求められるべきである。現在宗門に求められるのは時代社会を見据えたところから、いかに社会に向けて新たな価値観と具体的な方向性を示すことができるかではないか。そのためにどう教学研究所以の独立性が確保されるかが課題である。

また、解放運動推進本部については、願いとしては参務が本部長を兼ねるのではなく、本部長が参務になることで本山全体が推進本部になることを意味しているが、現在そのような意識をもって職務にあたっている職員がどれほどいるだろうか。今後位置づけを考えるのではなく、本部としての意識が共有され、女性室を含む解放運動推進本部がより充実した取り組みがなされることを望む。

## 7 人事制度改革について

#### ○人事制度改革は内局が率先して身を切る思いがあるのか

内局案には「2023年度目標値」として「人件費約31億円程度/約50名減」(p7)とある。

かつて本山は、木村無双氏のような念仏者が同朋会館の門吏であったり、同朋会館の調理員が勤務時間外に奉仕団に参加して聞法しているような職場であった。仕事の合間に晨朝法話が聞けることを生きがいに働く用務員の女性もいた。しかし、経済効率を理由に同朋会館の食堂や清掃・保安業務など外部委託に切り替え、門徒の職員を減らして現在は寺院出身者・僧侶の職場になっている。

一方、宗務役員給与規定によれば、内局員は自坊に生活基盤があると思うが、給与・手当についても他の職員に比較して非常に優遇されている(宗務総長は基本給80万円(から毎年昇給)、役職手当14万円、参務は基本給65万円(から毎年昇給)、役職手当11万円)。内局案は職員を減らして人件費を削減するとの計画であるが、まずその前に内局自らが率先して身を切る改革の範を示す必要があるのではないか。

営利団体ではない教団においては、人件費は最も具体的な「人の養成」のための教化費である。その意味を踏まえた上で公平・公正・透明性のある人件費の運用が必要であると思われる。

このたびの内局案では「**同朋社会**」の理念が空文化する中で「**同朋会運動の推進**」を掲げ様々な施策が展開され続けているこの現実を、深い自責の念をもって直視しなければならない」（p1）と述べられている。

これまでの人件費を理由にした本山職員の削減の方法を見ると、職種により軽重を付けるような差別意識がはたらいっているのではないかと見ざるをえない。まず宗務所の職場において「**同朋社会の理念**」を明確にする取り組みがなされるべきでないか。

### 【要望】

今回の「宗務改革（行財政改革）の推進に向けて【内局案】」については、内局巡回を単なる計画推進のための手続きにすることなく、慎重かつ公開制をもって宗門内に広く議論を喚起するべきものであり、2023年に固執して性急に進めるような内容ではない。寺院・門徒の声を大切に聞いて、宗門のいのちとしてきた同朋会運動を今後どう展開するべきかを全宗門的課題とする取り組みを具体的に進めることから行財政改革を進めていただきたい。

特に経常費割当の義務金化と交付金廃止の問題は、『宗憲』前文に「この宗門は、本願寺を真宗本廟と敬仰する聞法者の歓喜と謝念とによって伝承護持されてきた」と述べられる「宗本一体」による宗門運営の精神を否定し、本山の組織と財政のみを維持しようとするものであるため到底賛同できるものではないことから、一旦撤回して議論をしていただきたい。

「この宗門の運営は、何人の専横専断をも許さず、あまねく同朋の公議公論に基づいて行う」という宗門運営の根幹に基づいた教団運営を望む。